

第 14 期（2024 年度）日本図書館協会認定司書審査会（臨時）議事録

2024 年 3 月 18 日（月）

午後 3 時 30 分から午後 4 時 45 分

Zoom による会議及び協会会館（ハイフレックス）

審査会委員 6 名（会場 4 名、オンライン 2 名）出席

事業委員会委員 6 名陪席（オンライン 6 名）、事務局 2 名陪席

資料

資料 1 臨時審査会_資料 1

資料 2 臨時審査会_資料 2

資料 3 臨時審査会_資料 3

審査会委員（6 名）

秋本 敏 委員

糸賀 雅児 委員（認定司書審査会 会長）

植田 佳宏 委員

大谷 康晴 委員（認定司書事業委員会 委員長）

呑海 沙織 委員

鎗水三千男 委員

1 審査会会長あいさつ

今回 1 件異議申し立てがあった。これについて慎重に審議する。

2 異議申し立ての審議に先立つ確認

(1) 事実経過

・第 2 回審査会（1 月 20 日開催）での当該申請者についての審査結果について説明。

1 月 20 日第 2 回審査会にて審査。個別審査で意見が割れ、協議の対象となった。

協議の結果、認定しないことを決定。

・審査結果（通知）及び審査会の総括（1 月 24 日付け）の文面（資料 3）認定しないすべての申請者に対して送付した。

(2) 異議申し立ての内容についての確認

申請者から 2 月 14 日付け異議申し立て書が、2 月 16 日に協会に到着。臨時審査会の開催の旨を確認し、3 月 18 日臨時審査会の開催とした。

書類の不備はないので、争点は著作についてののみ。申請者は 1 点のみで申請しているため、この著作のみを確認する。

(3) 論点整理

- ①著作は「日本図書館協会認定司書の審査に関する申し合わせ」10条(1)のいずれにあたるか。
- ②他の研修等で提出された論文の取り扱いをどう考えるか。
- ③著作の内容として適しているか。

各委員の個別意見を踏まえ、

- ・ 著作は、10条(1)のイにあたる。
- ・ 認定のために書かれたオリジナルのものではないが、他の目的の著作を排除する規定になっていないため、審査の対象である。
- ・ 著作の内容について、先行研究がない点、ある図書館の事例・実践報告の域を出ていないと考えられる。

以上のことから、異議申し立ての扱いとしては「否」とする。

3 その他

- ・ 異議申し立てへの回答

審査結果送付時に総括として「否」の理由を記載しているが、個別の審査結果について理由を記載していないため、少し補足説明をする必要がある。

- ・ 第15期審査の基準について

今回の異議申し立てを踏まえて、第15期審査にあたる前に基準について第1回審査会にて相談したい。

相談するポイントについては以下のとおり。

- ① 「公開」をどう捉えるか

書籍や雑誌等への掲載によるパブリッシュされたものと考えていたが、最近では簡単に Web で公開できるようになっており、そのあたりの取り扱いをどうするか基準を定める必要あり。

- ② 他の目的に使用した著作の取り扱い

研修会の報告や、修士論文・博士論文等、他目的に使用した論文を審査対象として認めるか。

- ・ 『図書館雑誌』への掲載

審査結果報告を5月号に載せることになる。異議申し立てがあったということは5月号に内容までは書かないにしても盛り込むか、事実だけを書くか、今回のこのあたりの話を書くかどうか、4月上旬が締め切りだが、相談する。